

ラーマ四世期の「消極的」経済政策

池 本 幸 生*

The “Conservative” Economic Policies of Siam during the Reign of King Rama IV

Yukio IKEMOTO*

It has been pointed out that economic policies in Thailand tended to be “conservative” in the sense that the Thai government paid very little attention to economic development, especially during the reign of King Chulalongkorn (Rama V). Some argued that the “conservativeness” was caused by the influential English financial advisors to the Thai government. Others argued that the Thai government adopted the “conservative” economic policy voluntarily because it was the orthodoxy in this period. This article aims to search for origin of the “conservativeness.”

This paper takes up the period of King Mongkut (Rama IV) because in this period Western influence increased. The economic policies of King Mongkut are analyzed from the viewpoint of the influence of Western economic thought and classical economics. Despite the similarity with the Western economic thoughts, there is no evidence for the systematic introduction of the Western economic ideas. Rather than the influence of the West, Thailand had characteristics which were suited to the “conservative” economic policies. In this paper we examine two such characteristics. One is the incentive system through the market as a means to control people, and the other is the entrepreneurship of the king and high ranking officials.

はじめに

本稿はタイの経済政策の特徴と言われる「消極性」について、それがラーマ四世（モンクット王、治世 1851-68年）の時代まで遡れることを示すと同時に、そのような特徴を持つに至った背景を考察することにある。¹⁾ タイの経済政策が「消極的」であるという点は Ingram などによって指摘されてきた [Ingram 1971]。この言葉は産業への非介入政策と慎重な財政金融政策を指しており、暗黙の内に第二次世界大戦後の積極的な開発指向の経済政策と対置されている。

* 京都大学東南アジア研究センター；The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

1) 「消極性」は conservativeness の訳語である。「保守的」と呼ぶよりは混乱が少ないため本稿ではこの言葉を用いることにする。

このような政策は古典派経済学の特徴であり、また19世紀後半の正統的な考え方であり、ラーマ五世（治世 1868-1910年）の時代にイギリス人財政顧問によってこの考え方がシャムに持ち込まれたという指摘がなされてきた。本稿の課題のひとつはモンクット王の時代にすでに古典派経済学あるいは正統的な経済政策の考え方がシャムに入っていたのかという点を検討することである。本稿の対象としてモンクット王の時代を取り上げるのは、ひとつにはモンクット王の時代に開国して西洋諸国と交流が盛んになったこと、もうひとつにはモンクット王自身が西洋の科学技術に関心を持っていたことにより、この時代に古典派経済学的思考がシャムに入ってきた可能性が高いと考えられるからである。モンクット王は西洋からの商人、船長、宣教師などとの接触を通して西洋の知識、技術を導入しようとした[Dhiravegin 1975:13]。しかし、実際には「モンクット王が関心を持った西洋の知識は明らかに限られており、伝統的なシャム政府の考え方や慣習とはほとんど関係なかった」[Vella 1955:334]と言われる。古典派経済学に関して言えばモンクット王が古典派経済学を学んだとするものは筆者の調べた限りでは見出すことはできなかった。とは言え、モンクット王の時代の布告を調べてみると古典派経済学的な部分は少なくないし、また布告自体が「消極的」傾向を持っている。

古典派経済学という外からの影響を考える以前に、シャムの伝統的な社会経済的枠組みの中に「消極的」経済政策をもたらしている要因があるのではないかという点の検討が本稿の第2の課題である。本稿ではそのようなシャムの伝統的な社会経済の特徴として取り上げるのは、ひとつは「農民に私的利益を追求しうるインセンティブを与えて統治するという形態」であり、もうひとつはシャム王の商人的性格である。前者は原[1986]によって指摘されたものであり、本稿では「原仮説」と呼ぶことにする。本稿の結論はこれら二つの条件が古典派経済学的な政策に一致したものであったということであり、古典派経済学がシャムに入る以前から経済政策は「消極的」であり、またミクロ的あるいは商人的視点からのものであり、それがシャムの家産制国家の特徴であるということである。

本稿の構成は、第I節で「消極的」経済政策の特徴をIngramの著作に拠りながら明らかにし、第II、III節でモンクット王の時代の金融政策と貿易促進策・産業育成策について『年次法律集纂』に基づいて検討する。第IV、V節では古典派経済学の影響という観点からモンクット王の自由貿易論と価格メカニズムについて論じる。第VI、VII節では「消極的」経済政策をもたらしたと考えられるシャムの伝統的な社会経済的枠組みとして「原仮説」とシャム国王の商人的性格について取り上げる。

本稿では『年次法律集纂』を主な史料として用いる。²⁾ 本稿では布告の名称の後に布告の通し番号および年号を付けた。これらは矢野[1992]の付表に拠っている。従って、年号には仏歴

2) 「年次法律集纂」[Laailak 1935]については矢野[1992]参照。

から西暦に換算したときに生じる若干の誤差を含んでいる[同上論文：36]。また、布告の名称については矢野[同上]を参考にしたが、いくつかの布告については変更している。

I 「消極的」(Conservative) 経済政策

タイの経済政策の特徴のひとつとしてよく挙げられるのが「消極的 (Conservative)」であるということである。本節ではこの言葉がどのように用いられているかを J. C. Ingram の *Economic Change of Thailand, 1850-1970* に拠りながら明らかにしていく。Ingram がシャム政府の経済政策を「消極的」であると言う場合、シャム政府が経済発展に対してあまり関心を払ってこなかったということを意味しており、もし、より積極的な経済政策を推進していれば経済発展はもっと進んでいただろうというマイナスの評価を含んでいる。Ingram のいう「消極的経済政策」には産業レベル、マクロレベル両面を含んでおり、以下では両者を分けて見ていくことにする。

産業レベルでの「消極的政策」としてしばしば取り上げられるのがシャム政府の農業育成政策が不十分であったことである。その典型的な例は、オランダ人灌漑専門家 Van der Heide の大規模灌漑計画をシャム政府が棚上げにしたことである。Ingram はこの計画がもし実行されていたらシャムの農業発展に大きく貢献していただろうと考え、シャム政府は一般的に農業問題に対し積極的に関与してこなかったと批判した [Ingram 1971: 87]。³⁾ しかし、一方ではシャム政府が農業発展に全く何もしなかったというのではなく、鉄道および灌漑プロジェクト、土地税制上の優遇措置、リベラルな土地政策が米作の拡大を促したとも指摘しており [loc. cit.]、農業政策に関しては、シャム政府は農業育成政策を全く取らなかったというわけではないが、もっと積極的に農業育成政策を実行していれば農業はさらに発展していただろうという意味で不十分なものであったと主張している。

不十分な産業政策のもうひとつの例は、1927年の関税率の引き上げである。それまでは1855年の Bowring 条約以降、関税自主権を失っていたために保護関税政策によって国内産業を育成することはできなかった。関税自主権の回復によってそのような保護政策を採ることが可能になったが、当時のシャム政府にはそのような意図はなく、むしろ関税収入を増やすことが関税率引き上げの主たる目的であった [ibid.: 183]。実際には、関税率の引き上げによってマッチ、砂糖、タバコなど製造業での国内生産が始まるために、一見、輸入代替工業化政策のように見えるが、それは「意図せざる輸入代替」と呼ぶべきものであった。

一方マクロレベルでは消極的財政金融政策が挙げられる。財政政策の面では、シャム政府は

3) この点は Ingram [1971] 以前から批判されてきており、Ingram は Virginia Thompson の批判を引用している [Thompson 1941: 376]。

「歳出は歳入によってカバーされるべきであるという財政上の原則に忠実であった」[*ibid.*: 189]。また、金融政策の面ではシャム政府はパーツの国際的信用を維持することを経済発展や価値と所得の安定よりも優先した[*ibid.*: 170]。例えば、1902年に初めて紙幣を発行した時から、紙幣発行額を上回る正金および外国債券を準備金として維持しようとした。これは金融上の信用を失うことによって外国の干渉を受けたエジプトなどの国々の経験を踏まえ、そのような危険に晒されることを防ぐためのものであった[Crosby 1945: 34]。また、不作の年には米の輸入を増やさなければならず、それに備えて十分な外貨準備を必要としたという事情もあった。しかし、Ingramはこのような準備金は不必要に大きすぎるものであり、⁴⁾もし一部を産業投資に回していたらシャムの経済発展に寄与していただろうと主張する。

以上のようにIngramの言うシャム政府の「消極的経済政策」は①不十分な産業育成政策と②財政支出を収入の範囲内に抑え、準備金を必要以上に蓄積するという財政金融政策からなっている。⁵⁾このような「消極的経済政策」自体は重商主義時代の政府の行き過ぎた産業規則に反対する古典派経済学の考え方と似通っている。つまり表面的にはシャム政府は自由放任主義的(*laissez faire*)政策を採用していたように見える[Ingram 1971: 195]。

次になぜこのような「消極的政策」が採用されたのかについてIngramの考え方を見ておくことにする。それは部分的には外国との条約によって課せられたものであった[*loc. cit.*]。すなわち、Bowring条約によって関税自主権を失っていたために保護関税政策が採れなかったと言える。しかし、外国との条約がシャムの経済政策に与えた影響は主として自由貿易を強いたということであって[Manarungsan 1989b: 26]、外国との条約のみでは「消極的政策」のその他の側面については説明できない。例えば日本も開国後、条約改正までは同様の状況にあり、保護関税政策をとることはできなかったが、日本はシャムと違って産業育成政策を積極的に採用しようとした。

シャムがなぜ産業育成政策に積極的でなかったのかという問に対してIngramはイギリス人財政顧問の影響力を強調する。すなわち、1896年から1950年にかけて財政顧問は「消極的財政政策」を指向し、上述のVan der Heideの大規模灌漑計画に反対し、財政支出を切り詰めるよう主張したのはイギリス人財政顧問W. J. F. Williamsonであった[Ingram 1971: 197]。Ingramはさらに灌漑投資を含む産業投資の遅れの責任はイギリス人財政顧問のみならずイギリス本国にもあると考えている[*ibid.*: 200]。つまり、イギリス人財政顧問はイギリス本国の意向を受けて行動していたのであり、もし、シャム政府が灌漑投資のために財政赤字に陥った

4) Ingramはこの政策を超保守的(*ultraconservative*)と呼んだ[Ingram 1971: 170]。

5) 財政金融政策上の原則を守るために産業育成策が犠牲にされたというのではなく、政府にそもそも産業育成策を行う意志がなかったように思われる。

ならば、イギリス政府から強い反発を受けたらと考えている [ibid. : 212]。しかし、イギリスおよびイギリス人財政顧問がシャム政府に「消極的経済政策」を求めた理由は必ずしも明らかではない。「消極的政策」の効果は植民地化を避けるために外国に干渉の口実を与えないということであり、もしイギリスがシャムに「消極的政策」を強いたということであれば、イギリスにはシャムを植民地化しようという意図はなく、ただ貿易の促進を図ったということになる。⁶⁾ 貿易の促進とは言え、それは主に通貨の安定を通してであって輸出産業の育成というものではない。

しかし、イギリス人財政顧問がそれほど強い影響力を持っていなかったとする説もある。I. G. Brown は、顧問は所詮顧問に過ぎず、最終的には大臣の意向に左右されること [Brown 1975 : 338]、また、イギリス人財政顧問の提案が通らなかつたり、たとえ通つたとしても時間がかかったケースを取り上げ、イギリス人顧問の影響力はそれほど強くなかつたと主張している。もし「消極的政策」がイギリスおよびイギリス人顧問によって強制されたものではなかつたとすると、シャム政府自らが「消極的政策」を指向したことになる。なぜシャム政府が「消極的政策」を指向したかについては二つの理由が挙げられている。ひとつは「消極的政策」と呼ばれるものが当時は進歩的な考え方であり、主流の考え方であったということである。この点は Ingram 自身指摘している。すなわち、「当時のポンド、兌換制、非介入政策に基づく世界経済体制の下ではシャムの消極的政策は時流に沿ったものであった」[Ingram 1971 : 174]。均衡財政主義、財政支出の抑制、十分な外貨準備の維持は、1858年の東インド会社廃止以降のインドにおける経済政策の特徴であり、また当時のアジアの植民地での正統的な考え方であった。シャムのイギリス人財政顧問の中にはインドから来た者も多く、彼らが正統的な考え方をシャムに持ち込んだと考えられる [Brown 1975 : 333]。しかし、すでに述べたように彼らはシャム政府に正統的政策を強制したのではなく、シャム政府自らがそれを取り入れたということである。Ingram は第二次世界大戦後の成長指向の時代の考え方に立って見ているためにシャムの経済政策は「消極的」に見えるが、当時としては進歩的なものであった [loc. cit.]。しかし、なぜ正統的な考え方を取り入れたかは明かではない。考えられる理由は、それによってシャムを近代国家と認めさせるということである。

もうひとつの理由は外国からの干渉を防ぎ独立を守るためには金融上の信用を産業開発以上に優先したということである。すなわち、金融上の信用を失うことが西洋列強に介入の口実を与えることになるからである。この点は、たとえ財政顧問を通さなくても西洋列強の脅威によ

6) イギリスに植民地化の意図がなかつたとする見解については以下を参照。「パーラディーによれば、ラーマ四世は、イギリスの思惑はそもそもシャムを植民地化することではなく、貿易振興以外のなにものもなかつたことを知っていた」[矢野 1992 : 6] および Pharadee Mahakhan [1981] 参照。また、日本のケースについては Sugiyama [1988] 参照。

ってシャム政府は「消極的経済政策」を強いられたという解釈もできる。

以上見てきた説明はいずれもシャムと西洋列強との関係において説明しようとしており、シャム国内の要因への配慮を欠いている。本稿ではこの点を第VI、VII節で検討する。

本節では「消極的経済政策」の内容が、産業への非介入政策、慎重な財政金融政策を柱とする古典学派経済学的なものであることを見てきた。II、III節ではこのような「消極的経済政策」がモンクット王の時代にも見られるのかを『年次法律集纂』に拠りながら見ていくことにする。

II 金融政策

「消極的経済政策」のひとつの柱は貨幣の信用を重視するということであった。モンクット王の17年間の治世の間に発せられた372篇の布告等のうち経済関係で最も多いのは貨幣に関するものである。このことから開国によって貿易が拡大していく過程で増大する貨幣に対する需要に対していかに信用を失わずに貨幣の供給を増やしていくかということに苦心している様子が窺える。

開国当初は貿易の拡大によって金銀がシャム国内に流入し、⁷⁾ それを歓迎する傾向が見られる。Ingram はシャムの王は金銀を蓄積しようとした様子はなく、貿易を規制して金銀塊の流入を計った様子もないとしているが[Ingram 1971: 32]、開国後間もない頃に発せられた布告の中には金銀の流入を国の富と見なしてそれを奨励するという記述が少なくない。「外国人に対する土地の売却および賃貸に関する布告」(P103, 1856)では「西洋人は気前良く高い金額で土地を買おうとするので土地を売った者には銀貨が入り、国には金銀が入ってくる。もし、土地を売るのがいやなら賃貸すればよい」とある。また、「外国人との貿易、および彼らの下での就労を認め、誤った噂に驚かないよう注意する布告」(P107, 1856)では「シャムには精錬して使えるような銀の鉱山がなく、昔から外国に頼ってきた。しかし、今や外国商人がシャムの物産を購入するために銀を大量にシャムに持ち込んでいる。かれらと商売し、また雇われることによってシャムの人々は豊かになっている」としている。これらの布告は開国を正当化しようというモンクット王の意図もあったであろうが、一般に金銀の流入が国の繁栄と見なされていたことがわかる。

しかし、パーツ銀貨に対する需要に供給が追いつかなくなると金銀の流入を誇るよりも貨幣の供給に追われるようになる。金銀塊および金銀貨の流入は外国人商人がシャムの物産を買うためにそれらを持ち込んだために生じたものであり、外国人商人はこれらの金銀を王庫でパー

7) シャムは開国から第二次世界大戦に至るまで基本的に貿易収支は黒字であった [Ingram 1971: 331-335]。

ツ銀貨に交換した。それまでのパーツ銀貨の供給が僅かなものであったために、外国人商人からのパーツ銀貨に対する需要に供給が追いつかず、パーツの価値は1 USドル=1.675パーツから1.60パーツへと上昇している。このような状況でドルからパーツへの交換を通してシャムの高官、特に Krommaluang Wongsas は大きな利益をあげることができた。そこでバンコク駐在の領事達は一致してパーツ価値の引き下げを求め、1 USドル=1.665パーツを認めさせている [Wilson 1970: 381-382]。その結果、出された布告が「外国硬貨の使用を許可する布告」(P110, 1856) である。この布告ではパーツ・ドルの交換レートは3ドル=5パーツとする。すなわち、1ドル=1.667パーツであって、上記の数字とほぼ一致する。またこの布告では外国硬貨の国内での使用を認めるようになった経緯を次のように説明している。「Bowring 条約後1年足らずの間に、すでに103隻の外国商船がシャムにやって来る一方、37隻のシャム商船が貿易のため外国に向かった。この間、商人のために268,827ドルをパーツに交換した。しかし、さらに何万ドルもの交換を求めているのに対し、パーツ銀貨の製造能力は不十分であり、需要に追いつけない。そこで、イギリス領事代理の Mr. Bell は商業上の障害を取り除くため800パーツ以上の取引については外国硬貨(ドル)の使用を認めるよう要請した。外貨がシャムに流入してくることはシャムにとって有利なことであり、また人々を豊かにすることでもある。すでに中国、インド、ペルシア、マレー、ビルマ、ペグーでは外貨が使われており、またシャムの進貢国であり、またイギリス植民地とも貿易を行っていたソクラー、タラーン、パンガー、タクアトゥン、タクアパーなどでも外貨が使われている」⁸⁾ という内容である。この布告はシャム政府との交渉でイギリス領事(代理)が中心的な役割を果たしていたことを示している。この役割は前節で見た Ingram の論議、すなわちイギリス人財政顧問がシャムの経済政策に「消極的」な傾向を与えたという議論と似ている。つまり、ラーマ四世の時代には後にイギリス人財政顧問が果たした役割をイギリス領事が果たしていたように見える。しかし、イギリス領事の意見がそのままシャム政府に受け入れられたわけではない。この布告に関して言えば、イギリス領事らの主張は現行制度から利益を得ていた Krommaluang Wongsas らの反対に遭っていたが、最終的にはモンクット王に直接請願することで認められるという経過を辿った。このように外国人領事らの意見が取り入れられるか否かはシャム政府内部の利害の対立によって左右された。

外国の硬貨を国内で使用することが認められたものの、外国の硬貨は国内では容易に流通しない。ひとつには外貨を退蔵したり子供の装飾品に使ってしまうからであり、もうひとつは外国の硬貨に対する信用がないからである。⁹⁾ 外国の硬貨については印を押すことによってその

8) この布告は南タイでは外貨が流通していたことを示している。当時、北タイも同様の状況にあり、東北タイも中部タイとは別の通貨が流通していた。本稿の議論は中部タイを中心としたものである。

9) 「外国の硬貨を子供の装飾品として使うことを禁止し、交換比率を規定する布告」(P121, 1857)。

価値を保証し流通できるようにしているが、それでは不十分であり、外貨を使用するよう国民を説得するため「外国の硬貨使用許可に関する布告（第二篇）」（P123, 1857）を発している。その主旨は「外国硬貨の使用を許可する布告」（P110, 1856）とほぼ同じで、外国硬貨はシャムにとっても有用であり、また国民を豊かにするものであるという内容である。しかし、外貨の流入に比べてその国内での流通の割合は低く、王庫に外貨が蓄積し、パーツ硬貨が不足するという事態が続いた。そこで「外国硬貨の使用許可に関する布告を厳守することを命ずる布告」（P125, 1857）によってピアワット（王族・官僚に対する年金）を外国硬貨で払うようにし、また借金を外国硬貨で返済する事を認めている。外国硬貨を強制的に受け取らせようというわけである。

これらの布告にもかかわらず、パーツ硬貨に対する超過需要は解消されず、パーツは100ドル=155パーツにまで上がっている。これは Krommaluang Wongsā とモンクット王の二人の兄がパーツへの両替を依然として独占していたからである。そこで在バンコクの西洋諸国の領事達はモンクット王に貨幣製造所をつくるよう直接請願した。その結果、平らで円形の硬貨が造られることになった[*loc. cit.*]。その布告が「新硬貨(ngoen pae)の発行に関する布告」（P213, 1860）である。貨幣の信用を高め、外貨との交換を容易にし、商業を促進するために、1パーツ、2 salung (=0.5パーツ)、1 salung (=0.25パーツ)、1 fuang (=0.125パーツ)の4種類の新硬貨を発行することになった。¹⁰⁾ 当時は球形の銀貨(phot duan)や貝貨(ピア・ホーイ)が使われていたのに対し、新硬貨は1859年にイギリスのヴィクトリア女王から贈られた硬貨製造機(coining-press)を用いて造られたシャムで初めての円形硬貨であった。¹¹⁾ ここでも領事らの要請に対し、モンクット王が認めるという形をとっている。

小額の補助貨幣としては当時はまだ貝貨が使われていた。¹²⁾ しかし、外国商人は貝を大量にシャムに持ち込んで使ったために貝貨の価値は下落し、使用に不便を来すようになっていた。そこで貝貨に代わる補助貨幣が1862年に新しく発行されることになった。その補助貨幣が att (=1/64パーツ)、solot (=1/128パーツ)で、それぞれ100biaと50biaの価値に等しい。¹³⁾ これらの硬貨はブロンズ製で機械で造った円形のものである。そして新硬貨に対する信用を高めるために、たとえ貝貨の価値がさらに低下したとしても、新硬貨と銀貨との交換比率は一定に保つとされた。¹⁴⁾

10) 実際には、2 salung の硬貨は作られていない [Thailand, Treasury Department 1982: 131]。

11) Thailand, Treasury Department [1982: 131] では1857-58年に発行されたことになっている。シャムで初めて流通した平らで円形の硬貨は1956年のものであるが、この時は手製で少量しか流通しなかった [*ibid.*: 127]。

12) 貝貨6,400個の価値が1パーツに等しい。

13) 1 bia は貝貨1個の価値。

14) 「新硬貨 (att, solot) 発行に関する布告 (1~3)」（P247~249, 1862）。

しかし、新硬貨も容易には流通せずさらに2篇の布告が出されている。¹⁵⁾ その主旨は「王の印のついた硬貨は次の代になると使えなくなるという噂があるが、これは正しくない。硬貨製造のために機械を導入することは国を富ませるために必要である。硬貨の信用を失うことをすれば、硬貨は使えなくなってしまうので兌換を維持する」というものである。

さらに「新硬貨 (att, solot) と銀貨の交換を行う役人の任命に関する布告」(P242, 1962) によって新硬貨と銀貨との交換方法を規定し、「固い板の上で硬貨 (att, solot) を数えることを禁止する布告」(P244, 1862) では固い板の上で新硬貨を数えると傷んだり、無くなったりするので、布を敷いてその上で数えるように注意を与えている。¹⁶⁾

att, solot については偽硬貨の噂が広まっていて、それを打ち消すために以下のような布告が出されている。

「偽硬貨についての報告に関する布告」(P274, 1864)

「ngoen pae の偽硬貨を本物と交換する旨の布告」(P275, 1864)

「弱く薄い新硬貨 (att, solot) を追加発行する旨の布告」(P276, 1864)

「att の偽硬貨を本物と交換する旨の布告」(P279, 1864)

「att の偽硬貨を造っていた中国人に関する布告」(P290, 1865)

これらの布告から att, solot の信用を維持するために苦労している様子が窺える。

パーツ銀貨に対する強い需要は依然として続き、中国、カリフォルニアの金やヨーロッパ、アメリカの金貨が流入しているため、金価格が低下している。そのため税を金貨で支払う割合も増え、逆に徴税請負人が王庫に税として納める銀貨も減っていった。また、西洋の商人がかつて銀貨を持ったこともないような貧しい人々から物を買って彼らにパーツ銀貨を渡したとき、彼らはそれを退蔵してしまったり、外国商人が外国の銀貨を持ち込んでパーツ銀貨と交換したためにますますパーツ銀貨が不足していった。そこで1863年に tot (8 パーツ, 1 ポンド金貨に相当), pit (4 パーツ, 半ポンド金貨に相当), patdueng (2.5 パーツ, 1 中国テールに相当) の3種類の金貨を発行するとともに、ポンド金貨の国内での使用を認めている。そして年金の一部を金貨で支払うことにしている。¹⁷⁾

15) 「att, solot が使えなくなるという噂に関する布告 (1~2)」(P250~251, 1862)。

16) 『年次法律集纂』の P242, 244, 247~251 は時間通りには並んでいない。P242, 244 はモンクット王在位 4152 日目, P247~249 は在位 4,121 日目, P250, 251 は在位 4,146 日目である。また, Laailak [1935] では, この時 sik, sio も同時に発行されたような題の付け方がなされているが, sik, sio が発行されるのは後のことである。

17) 「金貨の発行に関する布告」(P258, 1863) および「新発行の金貨で年金を支払う旨の布告」(P272, 1864)。金貨に関する布告にはこの他に「金貨 (tong pee) を銀貨と交換する旨の布告」(P335, 不明), 「金貨 (tong pee, paddueng) の交換レートについて」(P336, 不明), 「金貨 (tong tot, tong pit, paddueng) の交換場所に関する布告」(P337, 不明)がある。これらは布告された年が不明であるが, この頃の公布と思われる。

1865年には sik (= 1/16パーツ), sio (= 1/32パーツ) の2種類の銅貨が新しく発行されている。しかし、これらの銅貨は傷みやすいという理由でデザインを変えて厚さの薄いものに代えられている。¹⁸⁾

以上が『年次法律集纂』に現れたラーマ四世期の主な貨幣に関する布告である。当時は紙幣のない時代だったので前節での「消極的通貨政策」とは直接比べられないが、貨幣の信用を重視するという「消極的経済政策」の特徴は見られる。モンクット王の時代に行われた貨幣政策は開国後の貿易の拡大によって生じたパーツに対する需要を満たすため通貨（硬貨）の供給量を増やすということであり、そのために機械を導入し、それまで貝貨と球形の硬貨しかなかったところに西洋的な平らで円形の硬貨を新しく発行することになった。この面では「近代化」と呼ぶこともできようが、紙幣もなく信用制度も発達していない当時の状況ではそれは限られたものでしかなかった。

パーツに対する需要は主に外国商人からのものであり、モンクット王は彼らの要求を受け入れて、貨幣の供給を増やす努力をした。Krommaluang Wongsaraらのグループが彼らの利益に反して通貨の交換で利益をあげていたためにモンクット王に直接請願することになったものである。このことは貿易が自由化されたとは言え関税以外の手段で貿易を阻害することはできたことを示している。「自由貿易」が実効のあるものとなったのはモンクット王がそれを望んだからである。このような状況であったために外国人商人もモンクット王に頼ることになった。そして、このような過程を通してモンクット王は外国人商人との間に親密な関係を築き、そこから得られる利益も少なくなかったと思われる。この点については第VII節で取り上げることにする。

III 貿易促進策・産業育成策

「消極的経済政策」のもうひとつの柱は産業育成策が不十分であるということである。本節ではこの点を取り上げるが、モンクット王によって発せられた布告の中に産業育成政策に関するものは僅かしかない。このこと自体、産業政策に消極的であったことを物語っている。

産業育成策として重要なのは米作の奨励である。Bowring条約によって輸出関税と土地税が低く抑えられたこと自体が農民にとって耕地拡大の大きなインセンティブになっていたが [Manarungsan 1989b : 26,173-175], シャム政府自身の政策としては、土地の開墾に対して税

18) 「新銅貨 (sik, sio) 発行に関する布告」(P293, 1865) および「銅貨 (sik, sio) の厚さを薄くしたことに
に関する布告」(P302, 1866)。

制上の優遇措置を与えることと運河の掘削が挙げられる。

税制上の優遇措置は「新田開発初年度の田地税の免除に関する布告」(P136, 1857)によって与えられている。この布告で、開墾初年度は免税、2～4年目はライ当たり1 fuang (1/8 パーツ)に減税、5年目以降は1 salung (1/4 パーツ)を納めることになった(ただし、庭田(na suan)については2～4年目が1 salung (1/4 パーツ)、5年目以降は1 salung 1 fuang (3/8 パーツ)とする)。この布告では、その目的を開墾を奨励することにより米の生産を拡大させ、それによって米の値上がりを防ぐことにあるとしている。米の値上がりを防ぐことを目的としたのは、開国後、米の値上がりが激しく都市生活者の反発が強かったからである。この布告は米の増産が農民、商人、米の消費者(都市生活者)いずれにとっても好ましい政策であるとしている。この布告では表面上は輸出促進のための米の増産とは述べていないが、その目的も大きかったと思われる。

一方、運河掘削については、「王子および王女等に対し農業用の土地を分配する旨の布告」(P231, 1861)を発し、Nakhon Chaisi からバンコクに至る Mahasawat 運河沿いの土地16,200 ライを王子等に分け与えている。この運河は Nakhon Chaisi や Mae Khlong 流域の米、塩、砂糖キビなどをバンコクに運ぶという目的で掘られたものであるが、これらの運河には必ずしも物産の運搬だけでなく、土地の開墾という意図も含まれていたことはこの布告から窺うことができる [高谷 1982: 230-231; 田辺 1973: 36-41]。しかし、これらの土地は運河掘削後、急速に開墾されたわけではなく、多くは荒蕪地のまま残されていた。「これらの土地が本格的に水田に転化するには、(19世紀末の)米価の上昇と同時に旧身分制社会の解体による自由な農民層の出現をまたねばならなかった」 [田辺 1973: 41]。

王子等に与えられた土地は無主の荒蕪地を占取(chap chong)したものであり、土地の余っている当時の状況では土地そのものの財産的価値は小さい。これらの土地を価値あるものにするのは、それをいかに利用するかという「経営者の才能」であって、モンクット王はそれらの土地を有効に利用するよう王子等に個々独立の存在として商人的あるいは経営者の才能を求めたと言えよう。この「商人的経営者の才能」については後に取り上げる。

『年次法律集纂』に出てくる産業育成策と呼べるものは以上のように僅かなものである。田地税の減免、運河の掘削ともに当時すでに需要のある財(比較優位のある財)に対する奨励措置であり、比較優位に従った発展を指向した貿易促進のためのものである。工業化のために比較優位のない産業を保護するという幼稚産業保護論的政策ではない。このような比較優位に従う形になったのは、米作が有望になった時点で民間からの請願に答える形で政策が決定されてきたからであろう。その結果、経済的環境の変化に応じて適応するというパターンになったと考えられる。Ingramの言う「適応型変化(adaptive change)」である [Ingram 1971: 43]。

IV 自由貿易の利益

前節までは「消極的経済政策」の特徴である慎重な貨幣政策と消極的な産業政策がラーマ四世期の特徴でもあることを見てきた。次にもっと一般的に古典派経済学との類似性という観点から、本節で自由貿易論について、次節で価格メカニズムについて取り上げる。

イギリスが自由貿易促進のために金本位制へ移行し、関税率を引き下げたのは1816年のことである。そして、自由貿易論がその頂点に達するのは1846年に穀物法が、さらに1849年に航海条例が廃止され、自由貿易論者と保護貿易論者の論争が前者の勝利に終わってからのことである[Sugiyama 1988:14]。モンクット王が即位したのはそれから5年後のことであり、Bowring条約を結ぶのはさらにその4年後のことである。時代的にもモンクット王の開国の判断に自由貿易論が影響を与えていたと予想される。

モンクット王は自発的に開国したとする説は多いが、それらの議論は主に外交上の判断に基づくものであって、必ずしも開国の経済的帰結、すなわち貿易と富の増大を期待していたとするものではない。Ingramは自発的に開国したという証拠として、Bowring条約以前にすでに船幅税(measurement duty)の引き下げ、米輸出の統制と政府独占の廃止によって西洋諸国に対してシャムの市場を開放していたこと、Bowring条約が抜け穴が多いにもかかわらず有効であったのはモンクット王に条約を守るという意志があったからという二点を指摘している[Ingram 1971:33-34]。しかし、Ingramはなぜ自発的に開国したのかは明らかにしていない。

Dhiraveginは「モンクット王はBowring条約を喜んで(willingly)受け入れ、西洋列強からの圧力を弱めることに成功した」とする[Dhiravegin 1985:62]。¹⁹⁾ シャムにはもともと強い国に頼ろうとする傾向があつて、中国が阿片戦争(1839~1842年)に敗れたために、シャムは頼るべき国を中国からイギリスへと乗換えたと考えている[Dhiravegin 1975:64]。

Bowring [1969:Vol.2]の記述では、モンクット王がBowring条約を結ぶに当たって重視したことはラーオ、クメールなどの周辺の国々がシャムのことをどう見るかであつた。「ヴェトナムがフランスに抵抗している偉大な国であるのに対し、シャムは西洋列強の要求に屈した」と見られたくないということであつた[*ibid.*:Vol.2,272;Wilson 1970:392]。Bowringがヴィクトリア女王から直接派遣されたということは、この意味で重要であつた。シャムとイギリスが対等であると思わせるためである。また、「諸国との友好関係を発展させるための外交使臣の派遣に関する布告」(P345,不明)でシャムは中国の非礼を理由に外交を断絶しているが、こ

19) 「自由貿易帝国主義」論者によれば日本が形式的にイギリス植民地のネットワークから逃れられたのは、日本のエリートがイギリスとの協力関係を促進しようとしたからである[Sugiyama 1988:53]。この点ではシャムも同様のことが言える。

こでも重要であったのは如何にシャムの体面を保つかであった。

では諸国の経済的利益に関してどのように考えられていたかについて見ていくことにする。まず当時シャムにきた西洋人およびシャム政府の要職にあった人々が自由貿易の経済的帰結についてどのように考えていたのかを見ておくことにする。1826年にシャムに来て条約交渉に当たった Burney は「イギリスはどの国よりも安くて質のよい品をシャムに輸出できるので、イギリスの製品を利用できるようになるとシャム国民の繁栄と幸福は増すだろう」と主張した [Burney 1910 : Vol. 1, 174]。この議論はシャムがイギリスの安い製品を輸入すれば良いという一方的なものである。1850年にシャムにきた Sir James Brooke になると「国家の収入は国内の繁栄に依存し、それはさらに貿易に依存する。貿易の制限は人々を苦しめ、それは国家の収入と王位の安定に影響を与える」と説いた [Tarling 1960]。これは貿易を通じて相互の繁栄を説いたものである。Burney と Brooke の説は国民の繁栄を通して国が栄えるというものであり、当時的高级官僚達にとっては魅力的な議論ではなかった [Hong Lysa 1984 : 61]。というのは「かれらの視点は熱心な商人のものであって、政治家のものではなかった」からであり [Crawford 1987 : 89]、この議論では彼らの個人的利益が保証されないからである。Burney, Brooke とは異なり、Bowring の自由貿易論は自由貿易がシャム国内の資源の開発につながり、それが国を富ませるということであり、Bowring 自身は米の輸出が将来有望であると考えていた [Bowring 1969 : Vol. 2, 272, 291]。²⁰⁾

一方、当時、政府の要職にあった人の中にも「自由貿易論」的な発言をしている人達がいた。当時 Kalahom の職にあり、Bowring との条約交渉団の一員であった Sri Suriyawongse (Chuang Bunnag) は「自由貿易論者」で、「(Bowring) 条約は人々の利益になるものであり、貿易がもたらす利益が生まれるまでの2～3年の間は歳入を犠牲に出来る」と Bowring に語っている [ibid. : Vol. 2, 275]。また、貿易独占は人々を苦しめているため廃止すべきだとも述べている [ibid. : Vol. 2, 280]。実際には Sri Suriyawongse と Krommaluang Wongsas は西洋との貿易から個人的な利益を得ようとしていたともされ [Wilson 1970 : 720]、この言葉はそのまま受け入れることはできない。しかし、この言葉から「貿易が人々の利益になる」という考え方が当時のシャムにも在ったということがわかる。ところで、Chuang がモンクットを王位に就ける上で大きな働きをしたことは [Bowring 1969 : Vol. 2, 304]、モンクットが王位に就いた時点で自由貿易への移行は既定の方針であったとも言えよう。

逆に条約交渉団の中で反「自由貿易論」的であったのは Dit Bunnag と That Bunnag であり、Bowring 条約の締結に反対していた。That 自身は「貿易が富の源泉であり、自分自身5隻の船

20) 実際にはラーマ三世の時代から中国商人には自由貿易が認められていたのに対し、西洋商人には認められていなかった。条約交渉の真の意図は西洋商人に対しても自由貿易を認めさせ、中国商人と同じ条件でシャムの貿易に参入することであった [Hong Lysa 1984 : 56; Bowring 1969]。[濱下 1990] も参照。

を持ち、中国、シンガポール、ジャワと貿易を行っている」と述べているが [ibid.: Vol. 2, 277-278], これは王室独占貿易からの利益を意味している。自由貿易化した時にこれらの貴族の特権は失われ、より高い価格での輸入とより低い価格での輸出という不利な条件で貴族が貿易の利益を維持できるか、そして西洋商人とどのような関係を持っているかが Bowring 条約に対する態度の違いとなって現れた。

では次にモンクット王自身が自由貿易の利益についてどの様に考えているかを『年次法律集纂』から見ていくことにする。「英・米・仏三国と結んだ条約に関する布告」(P104, 1856) では開国の利益を説いているが、それは厳密には貿易の利益ではなく西洋人がバンコクに住みつくことの利益である。「もし西洋人がバンコクに来て工業を興せば輸入品の価格を押し下げることになり、またバンコクの職人が真似て造るときのサンプルになり、国内の産業を発展させることになろう。また、西洋人は農業技術に優れているので、もし彼らが荒地を開墾したなら国家の収入は増えるだろう。また、彼らが貨幣や金をシャムに持ち込めば人々の利益になるし、彼らに雇用されれば債務奴隷として身売りしなくても済むようになる」。すなわち、技術移転、農業発展、金銀の流入、雇用の増加がその利益である。これら利点は主として都市向けのものである。しかし、西洋人下での雇用についてはシャム人の間に抵抗があって西洋人下で働くものは少なかった。そこで新たに布告が出され、²¹⁾「シャムの貧しい人々が西洋人相手の商売をし、また西洋人に雇われることによって金銀を得ることはシャムの発展にとって好ましいことである」と強調し、西洋人下での就労を奨励している。

農民向けには、それとほぼ同じ時期に出された布告で、自由貿易論的に米の輸出がシャム農民にとって利益となると説いている。²²⁾ すなわち、「自由貿易以前には米の価格が一般に低く、農民にとっては売っても労働に見合うだけの十分な収入を得られず、田を放棄して別の職業に就く傾向があった。(しかし、自由化後は米が豊作であるにも関わらず、外国商人が大量に米を買い付けに来るといふ噂によって米価が上昇している。これはシャムの農民にとっては好ましいことであり)、従って人々が恩恵を受けられるよう米を外国人に売るよう奨励する」と述べている。²³⁾ この議論は未利用の資源(具体的には土地)が貿易によって開発されると説いた Bowring の主張と同じものである。両者が条約交渉以前から交流があったことを考慮すると、モンク

21) 「西洋人下での就労を許可する布告」(P106, 1856)。

22) 「翌年の米の値上がりへ備え、買いためを許可する布告」(P109, 1856)。

23) ただし、この布告の真の意図は米価の上昇を正当化することにあつたのかもしれないし、米を輸出したい西洋人の要請かもしれないし、またそこから王族や官僚が私的利益を得るためであつたのかもしれない。モンクット王自身が利益を得ていたことを示唆する資料として、1856年頃、人々の間にはモンクット王が巨大な富を蓄積しているといふ噂が広がっていたこと [Hong Lysa 1984:16-17] また、Bowring 条約後、1905年に至るまで政府の財政は黒字を続けていたことを挙げる事ができる [Manarungsan 1989b: 26,173-175]。

ット王がこの点を Bowring から学んだ可能性は高いと考えられる。しかし、この議論はアダム・スミスの「余剰のはけ口」論とは厳密には一致しない。すなわち、アダム・スミスの「余剰のはけ口」論が生産物というフローの余剰を指すのに対し、モンクット王らの議論は土地というストックの余剰を指している。このことは、たとえ古典派経済学が当時シャムに入ってきていたとしても、それは正統的なものではなく、それを伝えた人が自分の利益に適った形でしか伝えていないことを示している。

実際に自由貿易が始まってみると、それによって利益を得たのは輸出向けに生産できた農民であり、輸出商であり、そしてシャム政府であり、逆に不利益を被ったのは都市住民であった。「米の輸出増による関税収入を首都の土木工事の費用に使用する布告」(P131, 1857)によれば、「自由貿易に移行後は国内米価も上昇し多くの人々が米を作り、売らなくなった。その結果、米の輸出税として1 kwian (2,000リットル) 当たり4パーツの税金が国家に入り、国は豊かになった。²⁴⁾ この収入は米を買わなければならない都市住民の負担の上に成り立つものであり、都市住民の不満を解消するためにこの収入は首都の土木工事に用いることにする」。つまり、自由貿易化は比較優位のある部門には有利に働き、そうでない部門には不利に働いたということを示している。

V 価格メカニズム

古典派経済学とのもうひとつの類似性として本節では価格メカニズムを取り上げる。モンクット王は政策の正当性を主張するために価格の自動調整メカニズムをしばしば利用している。この点はすでに Ingram によって指摘されており、「モンクット王は価格メカニズムを信じていた」と Ingram は述べている [Ingram 1971: 75]。価格メカニズムを利用した例は『年次法律集纂』に多く見られるが、Ingram が例として挙げるのは「雨量の予想および嘘の噂を広めないよう命ずる布告」(P173, 1858)である。この布告でモンクット王は、干ばつが起こる可能性があるにも関わらず米の輸出を禁止しない理由として、もし実際に干ばつが起こったとしてもそれによって米価も上昇するはずであり、米価が上昇すれば米の輸出に不利に働き、米輸出も自動的に停止するはずなので輸出禁止措置は採らないとしている。

Ingram の取り上げたもの以外にも同じような例が見られる。「本年の雨量不足および米価の値上がり予想に関する布告」(P269, 1864)も同じ主旨で、その内容は「王は外国人に米の買い占めを認めたとってはならない。外国人が米の値段が高くても米を買おうとするのは輸出し

24) Wilson によれば1857年には米税 (phasi khao) は1 kwian 当たり2パーツだったものが、1864年には26パーツにまで上昇している [Wilson 1970: 658]。

たときに利益が上がるからである。干ばつで米が不足すれば農民は米を売らなくなるか、売ったとしてもさらに高い値段でしか売らないだろう。もしその値段で輸出したときに利益が得られなければ米の輸出は自動的に停止するだろう」というものである。さらに「米価の値上がりに関する布告」(P277, 1864)では「米の価格は米を売るものと買うものとの間での交渉によって決まるのだから、政府は米価に干渉することなく、人々の意志に任せる」としている。

これらの布告が出された背景には、米の値上がりに対する都市住民の不満があり、「外国商人がシャムの米を買いあさるのはシャムを混乱させるためである」という噂が広がっていた。これらの布告はそのような不満を抑える意図があった。しかし、このような価格メカニズムによる説明では都市住民を説得することは出来ず、さらに「米を取引する者に忠告する旨の布告」(P278, 1864)が発せられている。その要旨は「米の値上りを抑えるために政府が介入するのは適当でない。もし、介入して安い値段で米を売らせようとする米を持っている者は米を隠してしまうだろう。むしろ、米価が高いときには買い控えるのが有効である。また商人の不当な利益を抑えるためには農家から粃を買ってきて自分で精米するよう勧める」というものである。²⁵⁾ この布告は、米を隠してしまったときにそれを強制的に売らせるような力は政府にはなく、政府が米市場に介入しようとしても有効ではないことを示している。つまり、政府には直接的に介入する手段を持っていなかったために市場メカニズムに依存せざるを得なかったとも言えよう。ところで、自分で精米するということは分業には逆行し、市場経済化にも反する。つまり、分業の利益という点をモンクット王は重視しておらず、この点に関しては古典派経済学の影響は見られない。

以上の布告はいずれも米の輸出を認めるという主旨のものであり、外国人の利益に沿ったものである。米輸出を禁止しないように請願する西洋商人の論理をモンクット王が利用したとも考えられる。もし結果的にモンクット王がそれを受け入れたとすると、その理由として考えられるのは第一に西洋列強との友好関係を維持することであり、第二に貿易から利益を得ること(輸出関税もしくは西洋商人との私的関係を通して)である。

次に見る例は西洋商人の利益とは関連の薄いものであり、モンクット王自身の思考と思われるものである。

「マイパカム税およびココナッツ・オイル税の廃止に関する布告」(P209, 1860)では、「税収不足を嘆いて七種の宝石の雨が降るように祈ったとして、たとえ現実にそのような雨が降ったとしても、その時には宝石もただの草木と同様の価値のないものになってしまう」と述べて

25) この年の干ばつは最終的には米輸出を禁止しなければならないほどひどいものであった。米輸出の一時停止を命ずる布告」(P281, 1864)によれば西部では洪水、その他の地方では干ばつのために収穫がほとんどできない田も多く、その結果、米価は上昇し、結局、輸出を禁止している。また、農民救済のために「田地税の支払延期を許可する布告」(P282, 1864)が出されている。

いる。²⁶⁾ すなわち、宝石が価値を持つのは希少なためであり、もし誰もが容易に手に入れられるようになるとその価値は失せてしまうということである。モンクット王は宝石の価値の源泉が希少性にあると理解していたと言えよう。

また「金貨発行に関する布告」(P258, 1863)では「米と金の値段は逆行する、すなわち、米価が高い時には金の価格は低く、米価が低いときには金の価格は高くなる」という昔からの言い伝えを論証している。その主旨は以下の通りである。開国以前は、豊作の時には米価が下り、労働に見合うだけの利益が得られない時には、田は放棄された。逆に、干ばつの時などには耕作されている農地が少ないために米の供給も少なく、したがって米価は急騰する。銀貨を十分に持たないものは金で米を買わざるを得ず、そのため金価格は低くなる。米価が急騰した翌年は、田を放棄した農民も再び米を作るようになる。そして、米の過剰供給となり、米価は再び下落する。すると価格がさらに下る前に買いだめしてあった米を売ってしまおうとするため、金を高い値段でも買ってしまふ。しかし、開国後は田が開墾され、何万 kwian も米が輸出されるようになり、開国後8年の間に銀は何万 chang(1 chang は80パーツ)も、金も何十 haab(1 haab は60キログラム)もシャムに流入してきた。そのため国内物価は上昇した。金価格と米価との間にはもはや以前の関係はなく、「外国商人が金を持ち込んだ時には金価格は下落し、銀を持ち込んだ時には金価格が上昇する」という関係に変わった。ここでの議論は銀本位制の下での金と米の相対価格の変化に関するものである。要約すると、開国前には国内の金の総量に大きな変化はなく、金と米の相対価格は米の生産量によって決まる。一方、開国後は国内の金の総量は外国からの金の流入量によって決まり、金価格と米作の豊凶との間に明確な関係はなくなったということである。

ここで注意しておきたいことは、米の値段によって耕作したり、田を放棄したりする人々がいて、人の移動がかなり自由であったということである。この点も政府が強制ではなく市場メカニズムに依存せざるを得ないひとつの要因である。この点は次節で再び取り上げる。

本節で取り上げた例は、一見「価格メカニズムの信奉者」のように見せたり、古典派経済学の影響を窺わせるものである。しかし、これらの例は古典派経済学の体系からすれば、いずれも断片的な応用でしかない。²⁷⁾ このような断片的な論理は古典派経済学を持ち出すまでもなく、商人的知恵として説明できるものである。第VII節でシャム国王の商人的性格を取り上げるのはこのためである。

26) ここで税収不足とするのは「公的」な収入に関するものであろう。公的な収入と私的な収入との区別については後に取り上げる。

27) 西洋的理念が部分的にしか導入されず、伝統的な理念が根強く残っていく様子は「濱下 1990:39」参照。

VI 原仮説

これまでの議論はシャムの経済政策が古典派経済学的思考の影響によって「消極的」になったのかという視点からのものであった。これらの外的な要因に対し、シャム国内の要因として本節では「原仮説」を、次節では国王の商人的性格について検討する。²⁸⁾

原 [1986] は「シャム政府は農民に強制労働を課すことが困難なために、農民に私的利益というインセンティブを与えて統治するという形態を採用した」という仮説を提示している [同上：22]。この仮説はインセンティブが価格メカニズムを通して与えられること、従って価格メカニズムが農民レベルで有効であったということの意味するものであり、本節ではこれについて検討する。まず、原仮説の要約を行う。

稲作社会における自然に対する適応の仕方は「工学的適応」と「農学的適応」の二つに分類することができる [石井 1975]。「工学的適応」とは「手近に水源を見出せない地域では、農民は遠隔地にある水、あるいは天水を手元に引きよせ利用可能とし、かつその状態を持続させるために……導水溝をうがち、揚水装置をもうけ、堰をきずいて川をせきとめ、あるいは貯水のための貯水池をつくる」といった適応の仕方である [同上：20]。一方、「農学的適応」とは「水稻の生育に適当な用水条件が、自然に与えられ、人々はその自然条件に適合する品種を適切に選別しさえすれば、生産が可能となるめぐまれた地域 [同所] での適応の仕方であり、農民はただ自然条件に合った品種を見つければよい。アユタヤ朝はこの例であり、この時代はウィットフォーゲルが論じたような絶対君主による「東洋的専制国家」の時代ではなく、王は地方の物産を税として徴収し (Suai)、それを輸出するという商人的性格を持っていた。²⁹⁾

アユタヤ朝の王と自由農民との関係は「東洋的専制国家」によってイメージされる直接的な強い支配・被支配の関係ではなく、家産官僚と自由農民との間のパトロン-クライアント関係を通じた支配であった。そしてこのような統治形態は「私的利益を追求しようというインセンティブを与えて統治するという形態」をとった [原 1986：21-22]。

28) これらの要因はシャム的な「小型家産制国家」の特徴としても論じることができよう。「小型家産制国家」の定義は「自然生態環境に定められた『適地』の支配を権力の基盤として、領域支配の観念と実践に乏しく、分節的でルースな社会のうえに成立する固有の王権思想に拠る小規模な家産制的権力」として与えられている [矢野 1986：238-239]。

29) 原 [1986：16-17] は労働が土地に比べて希少であることがシャムの奴隷制と賦役労働につながったとしているが、「工学的適応」と「農学的適応」の差も土地と労働力という農業生産にとって重要な二つの生産要素の相対的賦存状態から説明することができよう。すなわち、単純化して言えば、前者は労働力に比べ土地が希少な地域で利用可能な土地を拡大するための工夫であるのに対し、後者は労働力に比べ土地が過剰な地域での適応であるという解釈である。前者の例が日本、台湾、ジャワであり、後者の例がシャムであると言えよう。

以上が原仮説の要約である。以下ではこの仮説をモンクット王の時代に即してもう少し詳しく検討する。労働が希少であったことはアユタヤ時代もモンクット王の時代も変わらない。³⁰⁾労働力は希少であるために貴重であり、それだけ大事に扱われる。例えば、「奴隷」という言葉が持つイメージと比べて実際の状態がそれほど過酷でないのはそのためであろう [Ingram 1971 : 61]。もし過酷な状況に陥った場合には有力者の下に逃げ込みその保護をうけるということが広く行われていたからである。「年次法律集纂」に逃亡に関する布告が多いのは、このことを示している。³¹⁾

また、プライ（平民）の掌握に関しても、農学的適応を行ってきたがために「国家と個々人の間に地縁的なものが媒介する度合いが少な」く、「農民の国家に対する主要義務である徭役も、血縁原理による徴発組織によっていたのである。奇数番目の子は母方の、偶数番目の子は父方の組頭（ムンナーイ）に従って徭役に従事した。このことは世代交代を経るにしたがって、徭役の徴発組織を複雑化し、徭役徴発を困難にすることを介して、国家を弱体化した」[友杉 1975 : 99]。

プライの掌握が不十分だったことはモンクット王の時代に賦役労働から中国人の雇用労働に切り替えられていったことにも現れている [Ingram 1971 : 80]。チャオムー、ムンナーイはプライの登録に対して非協力であり、プライの登録が不十分だった。³²⁾「地方のプライ登録官に対し訓示を与える布告」(P90, 1855)によって、登録の入れ墨をしていない壮丁 (leek) を見つけた者には壮丁の所有権を与え、プライの登録を促進しようとしたが、地方の役人の中には捕まえてきた壮丁を不正に自分のものにした者が多く、この努力は成功しなかった。

このような状態であったので、開国後、米価が上昇するとそれに反応して農民がかつて放棄した土地に戻ってきて、自発的に耕作を再開することになった。³³⁾ 価格に敏感に反応する農民の存在は、当時、市場がある程度発達していたことを示唆している。ただし、その範囲は中部

30) 原 [1986] はラーマ五世の時代に奴隷制と自由農民の賦役労働が廃止されるのは労働が希少でなくなったためとしているが、これらの措置は労働供給を増やすための措置であり、当時は依然として労働不足であったと考えられる。それを示すひとつの例は、1900年に開通したコラート・バンコク間の鉄道が東北タイからランシットへの労働移動に貢献し、ランシットの労働不足を緩和したということである [Manarungsan 1988 : 5-6]。

31) 逃亡に関する布告としては「債務奴隷およびその妻が高級官僚の邸宅へ逃げ込むことに関する布告」(P140, 1857)、「債務奴隷が高級官僚の邸宅に逃げ込むことを禁止する布告」(P168, 1858)、「王族や官僚が隷民などを匿うことを禁止する布告」(P170, 1858) および「壮丁の入れ墨に関する布告」(P223, 1861) などがある。

32) 「ソムデットチャオプラーヤ 2 名をプライ登録局長官に任命する布告」(P70, 1855)。

33) 第IV節参照。耕作を放棄していた間に何をしていたかは明かではない。米作を縮小して自給自足的生活に戻ること、有力者の奴隷となること、都市での職業に就くこと、米作以外の農業に従事することなどが考えられる。

タイについて言えば、バンコクおよびその周辺と中部タイでも運河の発達した小さな範囲に限られており、したがって自由貿易化のインパクトもこの地域に限られていた [Manarungsan 1989a]。³⁴⁾

価格に敏感に反応する農民の姿は徴税請負制の研究でも明らかにされている。³⁵⁾ 徴税請負制がラーマ三世の頃から拡大していった理由にはいろいろな説がある。ひとつは中国との貿易の低迷と Burney 条約による王室独占貿易の減少によって生じた歳入不足を補うためであり [Manarungsan 1989b; 桜井 1986: 229], もうひとつは貨幣経済が発達したために導入されたというものである [Hong Lysa 1984]。³⁶⁾ しかし、これらの説ではなぜ正規のルートではなく、新たな徴税ルートを必要としたのかは説明できない。当時、地方に派遣された官僚は徴収した税をなるべく中央政府には納めずに個人的な財産として蓄えようとしたために、³⁷⁾ 徴税請負人が代わりに税を取り立て中央に納めるという別の徴税ルートを作る必要があったと考えられる。³⁸⁾ この目的は地方の官僚と徴税請負人が互いにチェック機能を果たす場合にはうまく達せられたが、両者が共謀した場合には事態は改善されなかった [ibid.: 86-93]。

農民が価格に敏感である様子は「椰子の樹税の廃止とココナッツ・オイル税の復活に関する布告」(P271, 1864) に示されている。すなわち、「椰子の樹一本当たり100bia の課税に変えたところ、許可なく椰子油を造って売買する者が出てきて徴税がうまく行かなくなった。そこで椰子の実に課税することにしたところ徴税請負人が規定の額以上の税を取り立てたので、これもうまく行かなかった。そこで、椰子の実税と椰子の樹一本当たり100bia の課税は廃止し、椰子の樹3本当たり1 salung に代え、椰子の実の売買と椰子油の製造を自由化した。しかし、椰子の樹税が高いために新しく椰子の樹を植え代えることをせず椰子の樹が減少してきているため、椰子の実と椰子油の値段が上昇してきた。そこで、椰子の樹税を廃止し、椰子油税に戻すことにする」というものである。³⁹⁾ このように農民は税率や価格に対し敏感に反応し、政府もそ

34) 開国後も商品経済が中部タイ全域に速やかに浸透していったわけではないことは、[Nartsupha 1984] 第3章を参照。逆に、東北タイにおいて貨幣経済が浸透していたとする研究には [Koizumi 1992] がある。

35) 原 [1986] が「私的利益というインセンティブを与えて統治する形態」というとき、このことを念頭に置いているものと思われる。

36) 徴税請負制には現物で納められた税を貨幣に代えるというタイプのものは少なかった [Wilson 1970: 648]。

37) 国王の影響力が地方に及ばなくなる様子については [田辺 1972] 参照。

38) 次節で取り上げる香港領事アダムソンのように、開国した時点で西洋人を新たな徴税ルートとして体制内に取り込もうとしたという仮説も成り立つように思われる。

39) [Hong Lysa 1984: 101-102] も参照。その他、[ibid.: 26] にはしゅろ糖 (palm sugar) に課税するとココナッツ糖 (coconut sugar) の生産に移行していったケースが示されている。

れに対して税率の変更を行うことになる。ここには、農民、政府ともに価格には敏感にならざるを得ない様子が現れている。

以上を要約すると、土地が労働力に比べて過剰である場合、農業は「農学的適応」をたどる。それは地縁的であるよりは血縁的であり、農民の掌握も困難になる。そのため農民にはある程度の自由が生じ、より大きな利益を求めて価格に対して敏感に反応するようになる。同様に政府も価格に対して敏感にならざるを得なかった、ということである。これが「私的利益を追求しようというインセンティブを与えて統治するという形態」[原 1986:22]であり、その手段が税の軽減であり、価格メカニズムの利用であったと考えられる。

Ingram は「タイ経済は外国からの需要に対して反応するという適応型変化 (adaptive change) を遂げてきた」[Ingram 1971:43] とする。このような特徴は第二次世界大戦後の商品作物の普及の過程でも見られたことである。これらの特徴は本節で示したような農民の行動によって説明できるものと考えられる。

VII 商人王

前節で見たような「農学的適応」は国王の商人的性格として現れる。⁴⁰⁾ 本節では、国王自らが市場や価格メカニズムに敏感であった理由としてシャム国王の商人的性格を取り上げる。

モンクット王も国王になる以前から、すなわち王族の一員として、すでに商人的あるいは経営者的才能を求められていた。国王から資金を与えられ、それを元手に経済活動を行い、その収益によって生活を維持していくというのが当時の王族の状態であった。例えば、即位以前のモンクット王には2,000チャン (16,000パーツ) が資金として与えられており、それを元手に貿易をしたり、貸し付けて利子を取ったりして個人的な収入としていた。⁴¹⁾ また、モンクット王自身が即位後、王族に対して追加的に報酬を与えたとき、与えられた報酬を資本として利潤を追求するよう王族に求めている。そして、得られた利潤は無駄使いすることなく国家の為に使うよう、また、借金をすることのないよう戒めている。⁴²⁾ Mahasawat 運河を掘ったとき、モンクット王は運河沿いの土地16,200ライを王子および王女などに分け与えたこと (国王による chap chong) にも、王子王女も水田を開くなどして自ら経済活動を行って収入を維持し増やせとのモンクット王の意図がある。⁴³⁾ このように王族はそれぞれに年金や土地等を資本として与えら

40) アユタヤ時代のシャム国王の商人的性格については [石井 1975] 参照。

41) 「副王宮の王子王女に対する年給に関する布告」(P287, 1865)。

42) 「王族の報酬に関する布告」(P98, 1856) および「王子に対する報酬および生活に関する布告」(P99, 1856)。

43) 「王子王女等に対し農業用の土地を分配することを決定した旨の布告」(P231, 1861)。

れ、それを各自が経営者的才能を発揮して収入を拡大することが求められていた。⁴⁴⁾

王族に対してのみでなく、一般の人々に対しても損をしないよう忠告を与えたりしている。例えば、「米の値上がりに備え、買いだめを許可する布告」(P113, 1856)では「米の輸出を解禁すると米が値上がりするだろうから値段の安い今のうちに米を買っておきなさい。将来、値上がりしたときには売って利益をあげることもできる」と述べている。

モンクット王は即位後も商人的才能を発揮し、献上品を受けたり、外国人への貸付、外国貿易への投資などにより富を蓄積していった[Hong Lysa 1984:12]。モンクット王はこれらの収入を個人的な収入と見なし、これらはモンクット王の死後、妻と子供達に与えられるものとした。一方、徴税請負制からの収入、suai(現物税)、田地税、進貢国からの貢祖などは公的な収入と考え、これらは年金や寺の建設費、賃労働者の賃金などに支出された[*ibid.*:49]。モンクット王自身も収入に関しては公私混同を戒め、「副王宮の王子王女に対する年給に関する布告」(P287, 1865)では「即位後は国の富を私的に利用するような公私混同はしておらず、支出については大臣と相談して決めている。66人目の子供ができてからは懐妊の手当は国庫からではなく王個人のお金を使っている」と述べている。(しかし、これに続けて、子どものための碗、盆、匙の支出は昔からの慣習を破らないよう王庫から支出しているとする。このことは公私の区別とは言え、その定義自体が曖昧であったことを示している)。

国王の私的な収入については外国人商人との緊密な関係が指摘できる。上述のように即位以前からモンクット王は外国人商人ともつながりがあり、例えばシャムに貿易に来ていたアメリカ人商人 Eddy に宛てた手紙では、「アメリカにおけるモンクットのエージェントとして働き、必要なものは注文するのでアメリカから送るよう」に依頼している [Pramoj and Pramoj 1987:14-18]。この手紙では石版印刷機を注文しており、僧籍にあったモンクットにとっては言わば「公的」なものであって、個人的利益のためのエージェントであるかはこの手紙からは明かではない。

当時中国沿岸には海賊が出て危険なために中国にはエージェントはいなかったものの、シンガポールには二つのエージェントがあった。すなわち中国系の Tan Tock Sing 会社とイギリス系の Messrs. Hamilton & Grey Co. Singapore である。これらのエージェントはシャムからアメリカへの輸出にも携わっており、輸出はシンガポール経由で行われていた[*ibid.*:17-21]。Tan Tock Sing は1830~40年代にかけてシンガポールの有力な商人であり、その子 Tan Kim Cheng もモンクット王の個人的なエージェントで、後にシンガポール駐在のシャム領事に任命されている [Hong Lysa 1984:65]。

44) 軍人の商人的活動について [Koizumi 1992:300] には Chaophraya Bodindecha の例が見られる。

一方、外国人商人の方もシャム政府との緊密な関係を求めている。⁴⁵⁾ Bowring も自分の息子を香港のシャム領事にしようとしてシャム政府に働きかけている [Wilson 1970 : 376]。Bowring の息子で Bowring 条約の交渉団にも加わった John Charles Bowring は1848年に中国にやってきて Jardine Matheson & Co., Ltd. のパートナーになっているが [Suehiro 1989 : 20, 346]、この息子を指している。また、プロシア駐在のシャム領事にはシャムに滞在したことのあるプロシア人アーマーカワードを任命し、もしプロシアおよびその他のドイツ諸国で国王が手に入れたい物があるときには注文するので買って送るよう命じている。⁴⁶⁾ 一般に、シャム政府は香港、シンガポール、ペナン、ラングーンなどのイギリスの支配地域でシャムとも貿易関係のあった都市に領事を置くことに関心があった。ロンドン特命公使に Sir John Bowring を、またパリ領事に Monsieur A. de Grehan を任命した背景にはシャムの独立を守るために地位の高い人達にシャムの「パトロン」になってもらうという外交上の意図があったが、それ以外の都市ではそれまでバンコクで商売をしてきた商人が領事に任命され、またバンコク駐在の外国領事もイギリスを除き、他はすべて商人がなっていた [Wilson 1970 : 376-377]。

これらの事実は、商人が領事となることによって利益を得、シャムの国王もしくは高級官僚も商人を領事に指名することによって個人的利益を得ていたこと、あるいは領事が国王等の個人的エージェント的性格も持っていたことを示唆している。このように当時の外交には商人的性格が強く残っており、貿易を自由化したとは言え、全く自由であったわけではなく、国王や有力者との深い関係が維持された。「開国」というのは、ラーマ四世の時代には古い体制を維持しつつ、それまで中国人が果たしていた役割に西洋人も参入するようになった過程と言えよう。⁴⁷⁾

徴税請負人は中国人の役割の中でも重要なものであるが、西洋人が徴税請負人的な役割を果たしている例が見られる。香港駐在のシャム領事アダムソンは、「シャム領事館のあるシンガポール、ペナン、ラングーン、マカオに商売に出かけた者は、そこでトン当たり3セントの手数料を払う」よう提案し、認められている。⁴⁸⁾ 西洋人が徴税請負人となる例は多くはないが、シャム政府が西洋人にも中国人と同じ役割を求めていたことを示唆している。

西洋の商人の中にも国王に貴重な品を献上している様子は、叙勲の布告の中に見ることがで

45) 外国人商人がシャム政府に依存しようとしたのはアユタヤ時代にも見られる現象である。輸出品は貢納として集められていたために、「膨大な物品のアユタヤへの集荷は王権の安定、強固さに依拠せざるを得」なかったからである [桜井 1986 : 224]。

46) 「プロシア駐在のシャム領事の任命に関する布告」(P266, 1864)。

47) これは「伝統的な王権の諸様式を強化する方向」[矢野 1992 : 24] の変化と言えよう。[濱下 1990 : 27] は西洋との条約が実質的には朝貢関係の中で処理されたと指摘している。

48) 「シャム領事館のある国に出入りした船の手数料支払に関する布告」(P265, 1864)。

きる。モンクット王（ラーマ四世）以前では、ラーマ一世の時代には宝石をちりばめた剣や銃など価値の高いものを国王に献上したF. ライドが、ラーマ三世の時代には大砲などの贈り物をしたスコットランド人商人ハンターや馬などの贈り物をしたインド人商人モハマッド・フォレスがいる。ラーマ四世の時代には宝石や馬などの贈り物をしたシンガポール在住の商人チャールスロバートララーが叙勲している。⁴⁹⁾

以上見てきたように、モンクット王の時代においても国王および王族の商人的性格は強く、また中国人および西洋人商人との関係も深く、それだけ商業、市場、価格等に敏感にならざるを得なかった。モンクット王が布告の中で価格の変動に触れる機会が多いのはそのためであって、それがモンクット王を価格メカニズムの「信奉者」のように見せていると考えられる。⁵⁰⁾

おわりに

本稿はタイの経済政策の特徴と言われる「消極性」について、その特徴がラーマ四世期にも見られること、また、それが正統的古典派経済学の原理に類似したものであるとの視点からラーマ四世期に古典派経済学がシャムに入って来ていたか否かを検討した。具体的に、モンクット王が古典派経済学から影響を受けたとする史料は見出せなかったが、「年次法律集纂」の中には古典派経済学との類似性を指摘できる部分が少なくない。例えば Ingram が指摘しているように、モンクット王はいろいろな布告で価格メカニズムを用いていることである。また、自由貿易の利益に関する記述が、Bowring とモンクット王との間で似通っているのも Bowring を通して自由貿易論が影響していることを窺わせる。

しかし、これらの例は決して体系的な経済学の導入と呼べるようなものではない。せいぜい断片的なものであって、それはむしろモンクット王の商人的性格を窺わせるものである。古典派経済学の影響を検討する以前に、このようなシャムの伝統的な統治形態や社会経済的枠組みの中に古典派経済学的行動と一致する要因を見出すことができる。まず、土地が労働に対して過剰なために「農学的適応」を行ったこと、そしてそれがひとつには国王の商人的性格につながったこと、もうひとつは血縁的關係を通じた統治のために農民の掌握が不完全になり、「私的利益というインセンティブを与えて統治するという形態」になったということである。前者は国王が商業、市場、価格といったものに敏感にならざるを得ないことにつながり、後者は農民の価格に対する反応を敏感にさせ「価格メカニズムを通じて統治するという形態」につながっ

49) 「外国人に対する叙勲に関する布告」(P311, 1867)。

50) この他に国王の(あるいは政府の)商人的性格の影響として考えられるのは、シャム政府が経済政策を行う時、経済発展あるいは産業育成というマクロの視点からではなく、ミクロ的商人的視点から行動することになったということである。

たと考えられる。

このように、一見、古典派経済学の導入と見えることも、もともとシャムに在った発想を古典派経済学の言葉で置き換えたに過ぎないものもあり、またシャムに特有の統治形態が古典派経済学的発想を促進したものもある。逆に言えば、古典派経済学がシャムの統治形態に適していなければシャムには受け入れられなかつたであろうということである。

さて、シャムの「消極的経済政策」をイギリス人財政顧問の影響に帰する説や正統派であるがために採用したという説を本稿の結論をもって再検討してみると、これらの説はいずれもシャム側の条件の分析が不十分なのではないかと思われる。すなわち、シャムはそもそも「消極的経済政策」の国であったがためにイギリス人財政顧問の意見とも、また正統派の経済政策とも一致し、従ってそれを受け入れたのではないかということである。これは今後の課題である。

もうひとつの残された課題は、本稿の分析がタイの戦後の経済発展にどれだけ応用可能かということである。本文中でも指摘したように Ingram の言うタイの「適応型発展」も基本的には本稿の視点から説明可能であろうと思われる。

参 考 文 献

外国語文献

- Bowring, Sir John. 1969. *The Kingdom and People of Siam*. 2Vols. London: Oxford University Press (Oxford in Asia Historical Reprints).
- Brown, Ian G. 1975. *The Ministry of Finance and the Early Development of Modern Financial Administration in Siam, 1885-1910*. Ph. D. thesis, University of London.
- Burney, Henry. 1910. *The Burney Papers*. 5Vols. Bangkok: Reprint by order of the Committee of the Vajirayana National Library.
- Crawford, John. 1987. *Journal of an Embassy to the Courts of Siam and Cochin China*. London: Oxford University Press.
- Crosby, Sir Josiah. 1945. *Siam: The Crossroads*. London: Hollis & Carter Ltd.
- Dhiravegin, Likhit. 1975. *Siam and Colonialism (1855-1909): An Analysis of Diplomatic Relations*. Bangkok: Thai Watana Panich Co., Ltd.
- _____. 1985. *Thai Politics: Selected Aspects of Development and Change*. Bangkok: Tri-Sciences Publishing House.
- Hong Lysa. 1984. *Thailand in the Nineteenth Century: Evolution of the Economy and Society*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Ingram, James C. 1971. *Economic Change in Thailand, 1850-1970*. Stanford, California: Stanford University Press.
- Koizumi, Junko. 1992. The Commutation of Suai from Northeast Siam in the Middle of the Nineteenth Century. *Journal of Southeast Asian Studies* 23 (2).
- Laailak, Sathian, ed. 1935. *Prachum kotmaai prachamsok*.
- Manarungsan, Sompop. 1988. botbat khong kaankonsong kab kaankayaaitua khong setthakit kaao thai nai chuang plaai satawat tii 19 lae ton satawat tii 20(The Role of Transportation and the Growth of Thai Rice Economy in the Late 19th Century and Early 20th Century). Discussion Paper No. 3104. Economic Research Center. Faculty of Economics, Chulalongkorn University.
- _____. 1989a. kaankayaaitua tang setthakit khong thai nai chuang ton satawat tii 19 (Thai

- Economic Growth in the Early 19th Century) *Journal of Asian Review* 10(1).
- _____. 1989b. *Economic Development of Thailand, 1850-1950: Response to the Challenge of the World Economy*. Bangkok: Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
- _____. 1993. *neonom patanakaan setthakit thai nai chuang gon lae lang kaan patiruup kaanpokrong nai rachasamai prabatsomdetprachumchom klaochaoyukhua (Economic Development of Thailand before and after the Political Reform in 1892.)* Bangkok: Chulalongkorn University.
- Nartsupha, Chattip. 1984. *Setthakit muban thai nai adeet (Thai Village Economy in the Past)*. Bangkok: Sangsan.
- Pharadee Mahakhan. 1981. *Rattanakosin yuk prapprung pratheet (phoo. soo. 2394-2475)*. Bangkok: Thai wattana paanit.
- Pramoj, M. R. Seni; and Pramoj, M. R. Kukrit. 1987. *A King of Siam Speaks*. Bangkok: The Siam Society.
- Suehiro, Akira. 1989. *Capital Accumulation in Thailand, 1855-1985*. Tokyo: The Center for East Asian Cultural Studies.
- Sugiyama, Sinya. 1988. *Japan's Industrialization in the World Economy 1859-1899*. London: The Athlone Press.
- Tarling, Nicholas. 1960. Siam and Sir James Brooke. *Journal of the Siam Society* Vol. 48, pt. 2.
- Thailand, Treasury Department, 1982. *Coinage of the Rattanakosin Era*. Bangkok: The Treasury Department, Ministry of Finance.
- Thompson, Virginia M. 1941. *Thailand, the New Siam*. New York.
- Vella, Walter F. 1955. *The Impact of the West on Government in Thailand*. Berkeley: University of California Press.
- Wilson, Constance C. 1970. State and Society in the Reign of Mongkut, 1851-1868: Thailand on the Eve of Modernization. Ph. D. thesis, Cornell University.

日本語文献

- 濱下武志. 1990. 「近代中国の国際的契機」東京大学出版会.
- 原洋之介. 1986. 「商人国家アユタヤ王朝」仮説について——東南アジアからの知的冒険——『東南アジアからの知的冒険——シンボル・経済・歴史——』原洋之介(編著). リプロポート.
- 池本幸生. 1988. 「戦前期の経済政策——開国から第2次大戦まで」『タイの経済政策——歴史・現状・展望』ワリン・ウォンハンチャオ, 池本幸生(編著). アジア経済研究所.
- 石井米雄. 1975. 「歴史と稲作」『タイ国——ひとつの稲作社会』石井米雄(編). 創文社.
- 桜井由躬雄. 1986. 「東南アジア前近代国家の類型的考察」『東南アジア世界の構造と変容』石井米雄(編). 創文社.
- 高谷好一. 1982. 「熱帯デルタの農業発展」創文社.
- 田辺繁治. 1972. 「タイ旧制度下の国家領域に関する一考察」『東南アジア研究』10(2).
- _____. 1973. 「Chao Phraya デルタの運河開発に関する一考察(Ⅰ)——Ayutthaya 朝より Ratanakosin 朝四世王治世まで——」『東南アジア研究』11(1).
- 友杉 孝. 1975. 「チャオプラヤー・デルタの稲作と社会」『タイ国——ひとつの稲作社会』石井米雄(編). 創文社.
- 矢野 暢. 1986. 「東南アジアにおける「国家」と「支配」: 試論」『東南アジア世界の構造と変容』石井米雄(編). 創文社.
- _____. 1992. 「『チャクリー改革』論序説(Ⅰ)——ラーマ四世と「近代化」」『東南アジア研究』30(1).